

篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム）による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン
本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、
当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届け
したいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。
配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

.....
I n d e x

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

全国申請状況	・ ・ ・ ・ ・	2012 . 4 . 2	速報版
公益認定等委員会だより（その12）	・ ・ ・ ・ ・	2012 . 4 . 4	発行分

N e w s ・ お知らせ

公益法人制度改革ニュースレター	・ ・ ・ ・ ・	2012 . 4 . 13	掲載分 (福岡県行政経営企画課（公益法人班）)
「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」の公布・施行	・ ・ ・ ・ ・	2012 . 3 . 23	公表分

今月のT o p i c

公益不認定 全国9件目	・ ・ ・ ・ ・	事例研究
法人税に係る各種届出関係書類		
地方税における法人区分と課税範囲及び税率		
その他の国税の取扱い（参考 その1）		
その他の地方税の取扱い（参考 その2）		

=====
行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

全国申請状況 ~統計情報~	
公益認定等委員会だより（その12）	

全国申請状況 ~統計情報~

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成 24 年 3 月末時点 : 全国の申請状況（平成 20 年 12 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日）

行政庁からのお知らせ詳細 >>> <http://bit.ly/I14rjO>

全国約 24,000 件の公益法人のうち、平成 24 年 3 月末時点で「移行認定」「移行認可」「公益認定」申請済の法人は、9,787 件（このうち、公益認定申請件数は 192 件）となっています。（内訳は下記）

移行認定 : 5,749 件、約 24.0%

移行認可 : 3,846 件、約 16.0%

申請率（ + ） : 約 40.0%

処分率 : 約 32.8%（認定 4,814 件、認可 3,059 件 計 : 7,873 件）

公益認定等委員会だより（その 12）

4 月 4 日発行分の公益認定等委員会だより（その 12）において、以下の内容（一部抜粋）が記載されていますので、ご一読ください。

（1）公益法人になられた皆様へ（p. 7~8）

寄附税制関係

個人からの寄附金

寄附者の所得税から 所得控除と、 税額控除の 2 種類の控除を受けることができます。ただし、
については所得金額の 40%相当額が限度となり、 については行政庁へ申請を行い、P S T (=パ
ブリック・サポート・テスト)要件等を満たしていることの証明を受ける事が必要となります。

法人（民間企業等）からの寄附

詳細については、p. 7 を参照ください。

注）平成 24 年 4 月 1 日より税率が改正されています。

定期提出書類の作成・提出・備え置きについて

詳細については、『定期提出書類の手引き公益法人編』も併せてご参照ください。

（2）電子申請システムに新しい機能ができました（p. 8~9）

一括簡易印刷機能

「一括簡易印刷」ボタンを押すことで、オンライン入力様式については、一括印刷が可能となっています。（excel、word、PDF については、従来通り）

なお、この機能は、認定や認可後の事業報告や事業計画、額の確定など、すべての申請書類に対応しているそうです。

メールアドレスの一本化

電子申請開始申込み画面にて修正。

（従来は、代表者、事務担当者、受付確認用と 3 つのメールアドレスの登録区分がありました。）

公益認定等委員会だより その12 は下記をご覧ください >>> <http://bit.ly/JnlGyo>

=====

News ・ お知らせ

公益法人制度改革ニュースレター (福岡県行政経営企画課(公益法人班))

「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」の公布・施行

公益法人制度改革ニュースレター (福岡県行政経営企画課(公益法人班))

上記表題のニュースレターが、福岡県より公表されています。

<主な内容>

福岡県における平成23年度の申請件数は149件。今後申請予定の特例民法法人数は400以上あり、平成23年度の移行動向調査結果と比較すると、申請のペースは遅れ気味です。

また、同調査によると、4月1日登記を希望する法人の割合は高く、本年度の申請は特定の時期に集中することが予想されます。一方、1回の審議会で審議できる件数は20件程度が限度と考えられ、年度末に申請が集中すると、4月1日登記に向けたスムーズな移行に支障が生じる可能性があります。

そこで、福岡県では、審査が終了し答申が行われた際に、希望の登記日がある場合、認定・認可日を調整することで対応します。ですので、準備ができ次第、早めの申請をお願いします。

なお、申請の時期、内容、審査の状況により希望の日に登記が間に合わない可能性があります。

公益法人制度改革ニュースレターは、下記をご覧ください >>> <http://bit.ly/IfjFp2>

「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」の公布/施行
上記表題に関する貸金業法施行令が改正され、平成24年3月28日付けで公布・施行されています。

<主な内容>

従前の貸金業法施行令においては、公益社団・財団法人は当該法律の適用対象外でしたが、さらに以下の点が追加されています。

特例民法法人も同様に適用対象外とする。

(移行登記の前日までの間に貸付事業を行っていたものに限る。)

特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合であって() 公務員共済組合等の団体の構成員(構成員であった者を含む。)に対する貸付けを事業とする場合は、適用対象外とする。

注)上記()の観点より、団体の構成員の単一性・同質性が求められ、複数の共済組合の組合員や、複数の事業者の役職員によって構成される団体は対象外となる。

特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合であって、無利息で（学生、生徒、児童又は幼児に対する）学資資金の貸付けを事業とする場合は、適用対象外とする。

注）＊今回の措置は、無利息の奨学資金貸与事業を行っている特例民法法人が対象となる。

＊利息には、遅延損害金は含まれないものとする。

＊学生・生徒の範疇に、一定の職業に就きつつ就学している社会人等も含まれるものとする。

特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合であって、移行登記前に締結した貸付けについては、適用対象外とする。

留意点）今回の措置は、貸付事業を行う特例民法法人が対象であり、任意団体は対象外となっています。

主な内容は、金融庁のホームページをご覧ください。（広報・報道 報道発表資料より）

=====

今月のTopic

公益不認定 全国9件目 ・ ・ ・ 事例研究

法人税に係る各種届出関係書類

地方税における法人区分と課税範囲及び税率

その他の国税の取扱い （参考 その1）

その他の地方税の取扱い （参考 その2）

事例研究 ： 公益不認定 全国9件目

佐賀県公益認定等審議会は平成24年1月17日、以下の法人の公益認定申請に対し不認定を答申しています。

財団法人 筑後川リバーサイドスポーツセンター ： ゴルフ場運営事業の公益性に疑義

（1）申請に係る公益目的事業

「公1」 ： 「ゴルフ練習場の運営を主たる事業として実施するほか、野球及びソフトボール並びにサッカー等といった他目的広場所の管理運営」の1本で、公益目的事業比率は89.6%。その内訳は、

ア ゴルフ場運営事業 公益目的事業比率 88.1%

イ ゴルフ教室（申請書によると、「計画段階にあり、具体的活動内容については未定」とのこと）
公益目的事業比率 0.0%

ウ ゴルフ協議会 公益目的事業比率 1.5%

エ 他目的広場の管理運営 公益目的事業比率 0.0%

（2）公益目的事業該当性についての検討と不認定に至るまでの論旨の流れ

上記（1）より、公益目的事業 89.6% のうち、「ア ゴルフ場運営事業」が 88.1%を占めており、

当該事業の公益目的事業該当性の検討が焦点となったようです。

また、申請法人を取り巻く昨今の環境については、申請法人設立前は営利企業によるゴルフ場 3 か所しかなかったものの、その後建設が進み、現在では営利企業によるものが 21 か所、財団法人によるものが申請法人を含め 2 か所という状況です。

この点に関しては、過去既に、公益法人の指導監督等に関する行政監察結果に基づく勧告（昭和 60 年総務庁）において、「公益性が不明確となっている法人」の事業の例として、ゴルフ場が挙げられており、「営利企業による経営が著しく普及したことに伴い、営利企業の事業と競合する結果となり、公益法人の事業として行う妥当性が乏しくなっている」旨が、勧告されていました。

このため、申請法人の行うゴルフ場運営事業が、営利企業の行う事業とどのように違い、どのような公益性を生み出しているのかについて、行政庁から申請法人に対して、説明を求め、法人と協議を重ねた結果、低廉な価格に設定しているという申請法人の主張も含めて、営利企業との違いを見出すことができない、との判断に至ったようです。

（3）結論

「公 1」 公益目的事業比率 89.0%であるとの申請法人の主張は、そのうち事業比率 88.1%を占める「ア ゴルフ場運営事業」を公益目的事業として認めることはできないことから、公益目的事業比率 50%を下回ることは明らかである。

したがって、認定法第 5 条第 8 号の基準に適合するとは認められず、結果、不認定とする。

法人税に係る各種届出関係書類

特例民法法人及び既に移行済みの法人の皆さまにおかれては、これから様々な届出関係書類を作成する機会が増えることと思います。

そこで、今回は以下のような法人区分の異動があった場合における、法人税に係る税務届出書類を列挙しています。ご参考になさってください。

一般社団・財団法人（非営利型法人）又は公益社団・財団法人が収益事業を開始したケース

（届出書類） 収益事業開始届出書 ： 納税地の所轄税務署長に提出

（届出期限） 収益事業開始日以後、2 月以内

（添付書類）イ 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し（新たに追加）

ロ 公益法人等の登記事項証明書等 （新たに追加）

ハ 登記事項証明書

ニ 収益事業の概要を記載した書面

ホ 合併による設立時に収益事業を開始したときは、被合併法人の名称及び納税地

1 青色申告の承認を受けようとする場合

（届出書類） 青色申告書の承認の申請

（届出期限） 収益事業開始日以後 3 月を経過した日と、設立事業年度終了の日といずれか早い日の前日まで

2 減価償却資産の償却の方法の選定を行う場合

(届出書類) 減価償却資産の償却方法の届出書

(届出期限) 収益事業開始日の属する事業年度の確定申告書の提出期限まで

一般社団法人・財団法人(非営利型法人又は普通法人)若しくは特例民法法人が行政庁から公益法人認定法の公益認定を受けたケース

(届出書類) 異動届出書

(届出期限) 公益認定を受けた日以後、速やかに

公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人(普通法人)若しくは特例民法法人が非営利型法人となったケース

(届出書類) 異動届出書

(届出期限) 非営利型法人となった日(認可を受けた日)以後、速やかに

収益事業を行っている公益社団・財団法人又は非営利型法人若しくは特例民法法人が普通法人に該当することとなったケース

(届出書類) 異動届出書

(届出期限) 普通法人となった日(公益認定の取消日又は非営利型法人の要件に該当しなくなった日)以後、速やかに

収益事業を行っていない公益社団・財団法人又は非営利型法人若しくは特例民法法人が普通法人に該当することとなったケース(注:公益法人等は収益事業を行っていないものに限る。)

(届出書類) 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書

(届出期限) 普通法人に該当することとなった日以後、2月以内

(添付書類) イ その該当することとなった時における貸借対照表

ロ 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し

ハ 登記事項証明書

収益事業を廃止したケース

(届出書類) 収益事業廃止届出書

(届出期限) 収益事業を廃止した日以後、速やかに

公益法人等が収益事業の廃止等により法人税の納税義務を有しなくなった後に、再び法人税の納税義務が生じることとなったケース

(例 収益事業を行っていない公益法人等が普通法人に該当することとなった場合、公益法人等が再度、収益事業を開始する場合など)

(届出書類) 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書()
棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、有価証券の一単位当りの帳簿価額の
算出方法、外貨建資産等の期末換算方法

(届出期限) 新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日まで

地方税における法人区分と課税範囲及び税率

法人住民税法人税割及び事業税所得割について以下にまとめていますので、ご参考になさってください。

<法人住民税(道府県民税・市町村民税)>

均等割

特例民法法人： 課税(博物館設置法人、学術研究法人は収益事業を実施している場合にのみ課税)
公益法人： 課税(博物館設置法人、学術研究法人は収益事業を実施している場合にのみ課税)
非営利型法人： 課税
普通法人： 課税

標準税率 ~ 共通 最低税率 (道府県民税 2万円、市町村民税 5万円)

法人税割

特例民法法人： 収益事業のみ課税
公益法人： 収益事業のみ課税(公益目的事業である収益事業 = 収益事業から除外(非課税))
非営利型法人： 収益事業のみ課税
普通法人： 全所得課税

標準税率 ~ 共通 道府県民税 5%、市町村民税(注) 12.3%

(注)市町村民税については、資本金の規模に応じて変動する場合があります。

標準税率は 12.3% ですが、標準税率のほかに制限税率が設けられています。(制限税率 = 14.7%)

(参考)福岡市 = 13.9% (資本金等の額が 1,000 万円以下の法人等)、佐賀市 = 14.7%

熊本市 = 14.7% 、 山口市 = 14.7%

利子割(道府県民税)

特例民法法人： 非課税
公益法人： 非課税
非営利型法人： 利子等の額の 5%
普通法人： 利子等の額の 5%

配当割（道府県民税）

- 特例民法法人 : 非課税
- 公益法人 : 非課税
- 非営利型法人 : 配当等の額に対して、5%（平成 24 年 1 月 1 日以後）
- 普通法人 : 配当等の額に対して、5%（同上）

< 事業税（道府県民税） >

所得割

- 特例民法法人 : 収益事業のみ課税
- 公益法人 : 収益事業のみ課税(公益目的事業である収益事業 = 収益事業から除外(非課税))
- 非営利型法人 : 収益事業のみ課税
- 普通法人 : 全所得課税

標準税率 ~ 共通

年 400 万円以下 = 2.7% 年 400 万円超 800 万円以下 = 4% 年 800 万円超 = 5.3%

** 補足 ** その他の国税の取扱い（参考 その 1）

登録免許税（法人登記に係る登録免許税）

- 特例民法法人 : 非課税
- 公益法人 : 非課税
- 非営利型法人 : 課税
- 普通法人 : 課税

税率 主たる事務所における設立登記 6 万円、役員変更登記 1 万円
 従たる事務所における設立登記 9,000 円

印紙税（定款、金銭又は有価証券の受取書）

- 特例民法法人 : 非課税
- 公益法人 : 非課税
- 非営利型法人 : 非課税
- 普通法人 : 非課税

所得税（受取利子・配当等に係る源泉所得税）

- 特例民法法人 : 非課税
- 公益法人 : 非課税
- 非営利型法人 : 利子等について 15%、配当等の額に対して 15%（平成 24 年 1 月 1 日以後）
- 普通法人 : 利子等について 15%、配当等の額に対して 15%（同上）

＊ ＊ 補足 ＊ ＊ その他の地方税の取扱い （参考 その２）

< 地方税（道府県民税） >

不動産取得税

特例民法法人、 公益法人 : 非課税の範囲（下記）

- ・ 幼稚園において直接保育の用に供する不動産
- ・ 法人が設置する博物館、図書館において直接その用に供する不動産
- ・ 医療関係者養成所において直接教育の用に供する不動産
- ・ 職業訓練法人等において職業訓練の用に供する不動産
- ・ 学術研究法人が直接研究の用に供する不動産等
- ・ 寄宿舍等の用に供する不動産
- ・ 重要無形文化財の公演の為の施設の用に供する不動産：課税標準 2 分の 1 とする（のみ該当）

非営利型法人、 普通法人 : 課税

標準税率 ~ 共通 4%

< 地方税（市町村民税） >

固定資産税 ・ 都市計画税

特例民法法人、 公益法人 : 不動産取得税と同様

非営利型法人、 普通法人 : 移行時に非課税であった固定資産については平成 25 年度まで非課税

標準税率 ~ 共通 固定資産税 1.4%、都市計画税（条例により異なる） 0.3%以下

事業所税（資産割・従業者割）

特例民法法人 : 収益事業のみ課税

公益法人 : 収益事業のみ課税(公益目的事業である収益事業 = 収益事業から除外(非課税))

非営利型法人 : 収益事業のみ課税

普通法人 : 全所得課税

専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設 ~ 共通 非課税

税率 資産割 ~ 共通 $600 \text{ 円/m}^2 \times \text{事業所床面積}$

税率 従業者割 ~ 共通 $0.25\% \times \text{従業者給与総額}$

以上、今回は各法人区分における税の取扱いを特集しました。

.....
<スタッフより>

閏年・ ・ ・ この公益法人制度が開始した年も閏年でした・ ・ ・

もう3年半も経過したことを実感する今日この頃です。

さて、この時期は理事会に向けて、また申請に向けてのラストスパートという法人様も多いのではないのでしょうか？

我々非営利セクターチームも一丸となって、皆さまがスムーズに移行されますよう手続きのお手伝いをいたしますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。(松田)

.....

ご要望・ご感想

・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします>

発行 : 篠原公認会計士事務所グループ (篠原・植田税理士法人 (非営利セクターチーム))

編集 : 窪田

住所 : 〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原CPAビル

TEL : 092-751-1605 FAX : 092-741-2581
